



聖籠町公告第5号

聖籠農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により次の場所にそなえ置いて縦覧に供する。

令和7年2月25日

聖籠町長 西脇 道夫



記

1 聖籠農業振興地域整備計画の縦覧場所

聖籠町役場 産業観光課（聖籠町大字諏訪山1635番地4）

聖籠町ホームページ